

BIKコート ～ 晃和オリジナル！！ 完全クロムフリーの環境にやさしいめっき！！ ～

晃和オリジナルの「**BIK**コート」は電気亜鉛めっき処理をした建築用鋼製部材を、BIK 処理液への浸漬によって塗布・乾燥することにより、1～2 μ の膜厚ながら6価のクロメートめっきと同等以上の高い防錆効果を発揮します。

1. 高い防錆性能

亜鉛めっき表面に処理することにより、塩水噴霧試験や複合腐食試験(サイクル試験)などで、高い防錆を示します。

2. 乾燥湿潤の繰り返しに強い

一般的に乾燥湿潤が繰り返される環境下では皮膜に大きなダメージを与えられますが、BIK コートは自己修復作用によって再び傷を修復し、高い防錆性能を維持します。

3. 耐ねじ込み性

密着性が高く、木ねじ・タッピンねじ等のねじ込みにおいてもはがれ難いです。

4. 耐水・耐湿性

水中や高湿度環境下においても、さび・はがれ等に強いです。

5. 摩擦係数

約0.3 でバラツキが少ないため、木ねじ・タッピンねじ等の施工性が高くなります。

6. 環境対応型の完全クロムフリー

RoHS指令、WEEE、ELVに適合した六価クロムだけでなく、三価クロムも入っていないノンクロム
‘完全クロムフリー’ の高防錆・高耐食の性能を有したヨーロッパ品質の表面処理です。



設備性能

1. アルカリ電解脱脂槽を有しており、前処理工程で強力に不純物を除去し最適な下地処理が容易に出来ます。
2. 大型バレルにより効率よく処理が出来ます。
3. 日本建築センターの建築技術審査証明(建築技術)をとっております。
4. 蛍光X線膜厚測定機・マイクروسコープ・塩水噴霧試験機を有し、品質管理の徹底を図っております。



装置適用サイズ

電気亜鉛めっき槽

長さ900ミリまで
バレル穴径3ミリ

BIKライン処理

長さ450ミリまで

BCJ一審査証明-127

建設技術審査証明書 (建築技術)

技術名称：非クロム防錆剤による建築用亜鉛めっき金物の防食技術
「BIKコート処理」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

開発の趣旨
建築用ねじやボルト、金物等の表面処理としては、電気亜鉛めっきや塗装による表面処理が広く使われてきている。特に、防食防錆性を求める場合は、皮膜に6価クロム及びその化合物を含有した電気亜鉛めっきや塗装が必要とされてきた。環境保全の面から、自動車業界のEIAV指令や家電業界のRoHS規制で6価クロム及びその化合物の禁止措置等は使用制限が決定され、建築業界においても住宅メーカーを始め多くの企業が6価クロム及びその化合物を使用しない製品を求めつつある。こうした背景から、皮膜に6価クロム及びその化合物を含有した電気亜鉛めっきや塗装と比較して同等以上の防食防錆性能を有する非クロム系(6価クロム及びその化合物を使用しない)の表面処理技術を開発したものである。

開発の目標
(1) 現地調整を行った建築用金物に電気亜鉛めっき(JIS H 8610 Ep-PbZn(3))処理をし、さらにBIKコート処理(亜鉛量2g/m²)を施すことにより、電気亜鉛めっきにクロメート皮膜(JIS H 8625 Ep-PbZn/Cr2C3)を施した表面処理と同等以上の防食防錆性能が確保できること。
(2) BIKコート処理が、6価クロム及びその化合物を使用しない表面処理であること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業(建築技術)業務規程及び約款に基づき、依頼のあった非クロム防錆剤による建築用亜鉛めっき金物の防食技術「BIKコート処理」の技術内容について下記のとおり証明する。

2007年7月25日
2012年7月25日(更新)
2017年5月16日(更新)

建設技術審査証明協議委員会
一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan
理事長 橋本 公博

記

1. 審査証明結果
本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。
(1) 現地調整を行った建築用金物に電気亜鉛めっき(JIS H 8610 Ep-PbZn(3))処理をし、さらにBIKコート処理(亜鉛量2g/m²)を施すことにより、電気亜鉛めっきにクロメート皮膜(JIS H 8625 Ep-PbZn/Cr2C3)を施した表面処理と同等以上の防食防錆性能が確保できるものと判断される。
(2) BIKコート処理が、6価クロム及びその化合物を使用しない表面処理であるものと判断される。

2. 審査証明の前提
本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲
審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発の目標に対して設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細(説明)
この審査証明技術に係る工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2022年7月24日

6. 審査証明の依頼者
株式会社 晃和 住所 栃木県足利市町台町 2943 番地

BTRI-F221-02

技術審査証明